

## バイスタンダー見舞金（感染検査費用）

誰もが安心して応急手当ができるための環境を整え、普及啓発を推進することを目的として、バイスタンダー見舞金を支給します。

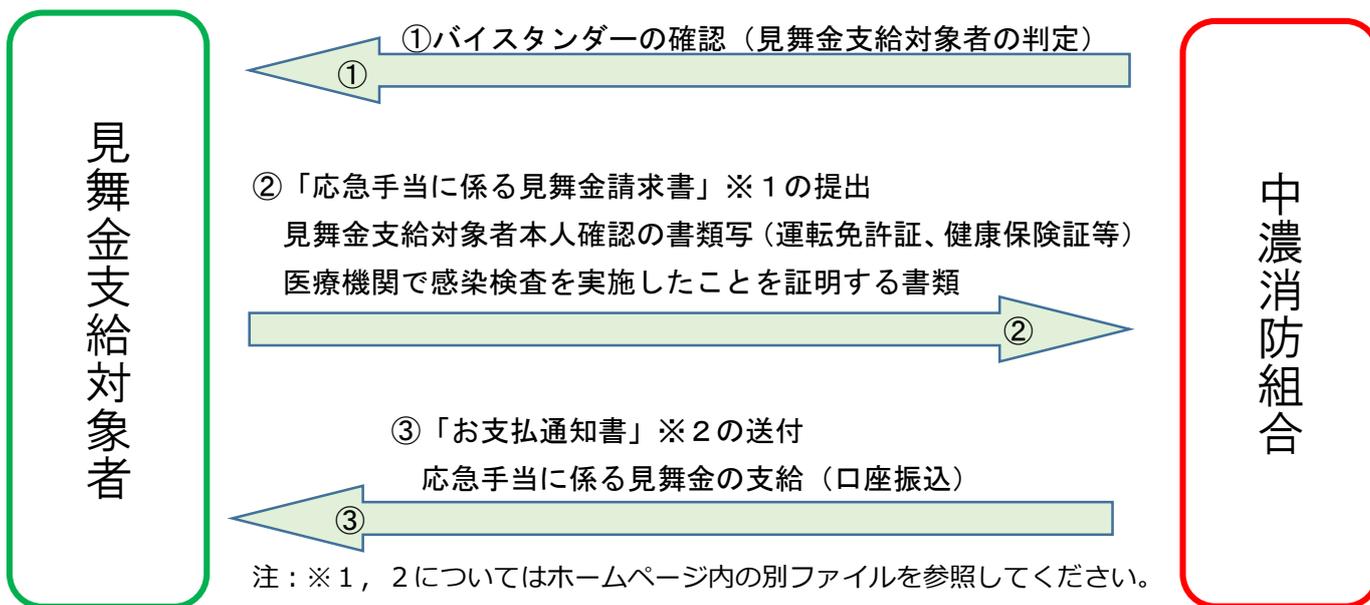
### 『バイスタンダー見舞金とは？』

中濃消防組合が管轄する地域で発生した救急現場で、当組合の救急業務に協力し、応急手当の実施の際に、怪我や病気をされた方に直接接触し偶発的な事故により、感染症に罹患した疑いがあり、「感染症のおそれがある場合の検査」を実施された場合を対象として見舞金をお支払いするものです。

ただし、応急手当を実施した事実及び手当の実施に伴うものであることが、中濃消防組合として客観的に判断できる場合となりますので、全てのものに適用されるとは限りません。

その適用要件や見舞金の請求等に関する内容につきましては、「応急手当に係る見舞金支給基準」をご覧ください。

### 『見舞金請求の流れについて』



お問い合わせ先 中濃消防組合

総務課（直通） 0575-23-9090（土日祝祭日を除く、8：30～17：15）

中濃消防組合ホームページ

<http://www.chunou-119.jp/>

ホームページ内、下記場所に申請書式等があります。

ホーム>生活安心情報>救急法

